**「民生委員・児童委員のなりて確保に向けた要望書」を提出**

**【要望書提出に至る経過】**

**欠員に関する意見交換の成果**

**地区民児協支援部会では、「欠員」に関する意見交換から7つの課題を抽出し、令和5年度第49回埼玉県民生委員児童委員大会で報告しました。そして、令和6年1月19日に埼玉県社会福祉課との意見交換を行いました。**

**この意見交換を通じて新たな課題が見つかり、6項目に分類して部会での検討を進めてきました。（詳細は県民児協だより№177をご参照ください）**

**総務省の通知と地域貢献活動休暇**

**部会での意見交換の過程で、令和5年8月に総務省から「地域貢献活動」を推進する自治体職員に特別休暇を付与することが発表され、令和6年2月には「地域貢献活動休暇の創設（条例による）」が可能であるとの通知が総務省から全国の自治体に発信されました。**

**これを受けて、埼玉県職員に「地域貢献活動休暇」の条例制定が可能と判断し、地区民児協支援部会での意見交換も活発に行われました。その結果、県知事に対して「民生委員児童委員の活動休暇（仮称）」の条例制定を要請することとなりました。**

**今後の展望と地域貢献活動休暇の可能性**

**この条例制定は県だけでなく、県下の市町村にも適用され、市町村職員も「地域貢献活動休暇」（民生委員児童委員の欠員地域での活動を含む）の創設が可能となります。さらに、本業を持ちながら民生委員児童委員として活動している方々にも、企業などで「地域貢献活動休暇」が創設されることで、活動の担い手確保の方向性が見えてきました。**

**また、地域で開業している各種士業の方々にも、その業務の経験を生かして民生委員児童委員活動ができるよう、県からの啓発を要請しました。**

**【要望のポイント】**

**①　　「民生委員児童委員活動休暇（仮称）」の条例制定をはかり県職員が欠員地域の民生委員として活動してもらうこと。**

**②　　民生委員児童委員に若年層の人が就任出来る環境づくり（公務員でだけでなく、企業で就労している人にも「民生委員児童委員活動特別休暇」の設定を諮ること**

**③　　各種士業界の開業者が地元で民生委員児童委員に就任することで、士業としての経験を生かした活動が可能となり、民生委員児童委員の地域貢献が拡大できること。**

**④　　なりて確保のために定年年齢の上限を上げることも一助と思われるが、高齢者の活動には限界があり、若年層の就任が大切であること**

**（要望のポイントは、要望書内の1～4に連動しています。配置が難しいですがご検討お願いします。）**